



令和3年度日本学生支援機構奨学金 適格認定(貸与奨学生向け)

1

対象 日本学生支援機構奨学金貸与者
(今年度貸与終了予定者を除く)



適格認定とは

2

・適格認定とは

『奨学金継続願』(以下は、「継続願」といいます。)を提出した後、大学で、3つの基準(人物・学業・経済状況)に基づいて、奨学金貸与の継続の可否等を判断する手続き

※適格認定の3つの基準

- (1) 人物について→生活全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしいこと。
- (2) 学業について→修業年限で確実に卒業(修了)できる見込があること。
(卒業(修了)延期が確定した者又は卒業(修了)延期の可能性が極めて高い者等は原則「廃止」となります)
- (3) 経済状況について→修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。



適格認定「懲戒処分」による基準

3

・懲戒処分による適格認定基準

- ・停学処分(無期停学の場合)・・・廃止
- ・停学処分(6ヶ月以下の場合)・・・停止1年
- ・訓告処分・・・停止1ヶ月

問題行動を起こすことのないよう、日頃から節度ある行動を心がけてください。



適格認定「学力基準」について

4

「卒業延期が確定した者又は卒業延期の可能性が極めて高い者」は原則「廃止」(奨学金の交付を取り止め)

- ・2年次終了までに60単位以上修得していない者。
- ・3年次終了までに90単位以上修得していない者。
→ 卒業延期が確定するため、奨学金は原則廃止

廃止以外の主な学力基準

- 「警告」
- ・2年進級時・・・修得単位数10単位～30単位
 - ・3年進級時・・・修得単位数60単位～61単位
 - ・4年進級時・・・修得単位数90単位～92単位

「警告」を2年連続受けると停止1ヶ月、3年連続受けると停止6ヶ月

※大学院生(修士課程のみ)は、修得単位数が0単位の場合は廃止



「継続願」の提出(入力)について

5

- ①「スカラネットPS」に登録(未登録者のみ)する。※登録方法は別添チラシ
- ②スカラPSの「貸与額通知書」を、人的保証の方は、連帯保証人・保証人にも内容を確認してもらう。また、未成年者は、親権者にも確認してもらう。
- ③「『継続願』入力準備用紙」に記入する。
- ④「『継続願』入力準備用紙」を手元に用意して、パソコンから「スカラネットPS」内の「奨学金継続願提出」にアクセスし、入力する。
※来年度、奨学金の貸与を希望しない者も、上記の手続を行うこと。

期限:令和4年1月31日(月) 24時まで

(※インターネット登録が済んだら、書類等の提出は必要ありません。)



「『継続願』入力準備用紙」の記入 1/3

6

経済状況の報告のポイント(学部生のみ)

・収入に関する証明書

→次の方の収入に関する証明書を取得する。

- ・主として家計を支えている人(父、母、祖父、祖母など)
- ・その他に家計を支えている人(父、母など)

給与所得の場合 (年金・恩給・生活扶助費・失業給付金等による収入を含む。)	直近の源泉徴収票 各種証明書 (複数の収入がある場合は、合計金額を入力します。)
給与所得以外の場合	令和2年分の所得税の確定申告(控)

※上記の書類が入力準備に必要となるので、保護者にできるだけ早く依頼すること。



「『継続願』入力準備用紙」の記入 2/3

7

収入と支出の報告のポイント

※2021年4月入学者は2021年4月～11月までの8ヶ月間の收支
【収入】

- ・「家庭からの給付」には、親からの仕送りや授業料等の学校納付金も含む。(授業料:前・後期各26万円、年額52万円で入力)
- ・日本学生支援機構以外の奨学金やアルバイトの収入も入力。

【支出】

- ・「学費」には、授業料等の学校納付金も含む。(授業料:前・後期各26万円、年額52万円で入力)
- ・「修学費」には、部活動での遠征費や部費等を含む。(平均月額で計算し、それを倍数しても良い。)



「『継続願』入力準備用紙」の記入 3/3

8

収入と支出の報告の**ポイント**

- ・収入から支出を引き算したときの差額(収入合計－支出合計)が、一定金額(36万円)を超えると、「**指導**」の対象となる。



【奨学金の貸与月額の減額が可能な場合】

→減額してください。学生課にて様式をお渡しします。

【奨学金の貸与月額の減額が不可能な場合】

→減額が困難な理由等を面接にて皆さんに確認します。

収入と支出の適切な記入をお願いします。

